

新型コロナで売り上げが半減した事業者が対象

持続化給付金

受付
スタート

インターネットでの申請 民商が応援します

個人事業者や
フリーランスに
100万円
(最大)

中小企業(法人)に
200万円
(最大)

申請の相談は
民商へ

民商は給付金の継続を政府に要望しています

国の「持続化給付金」の受付が始まりました。民商では、「私も申請できる?」「申請の仕方がよく分からない」…そんな悩みに応えて申請を応援しています。お気軽にご相談ください

【給付対象者】

フリーランスを含む個人事業者と中小企業(法人)で、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年1月以降の売り上げが前年同月比で50%以上減少(個人事業者で白色申告の場合は年間の売上高×1/12と比較して50%以上減少)した事業者

【給付額の計算】

前年の総売り上げ(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売り上げ×12カ月) →この計算方法で算出した金額に対して、個人事業者・フリーランスは最大100万円、中小企業は最大200万円を給付

【計算例】

昨年3月の売上高30万円、年間の売上高420万円の事業者で、今年3月の売上高が15万円に減少した場合

$420 \text{万円} - (15 \text{万円} \times 12 \text{カ月}) = 240 \text{万円}$ →個人事業者には上限の100万円、中小企業は上限の200万円を国が給付

【申請の方法】

インターネットで持続化給付金のウェブページにアクセス。必要書類を添付して登録・申請

お問い合わせは下記まで

※新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、ご相談の際は、まず電話・メールでご連絡ください。